

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日がとる場合)
(半谷) 地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

次

◇告示 字の区域の変更 (二件)

土地改良法による換地処分 (二件)

保安林の指定の解除予定 (二件)

都市計画の変更 (二件)

開発行為に関する工事の完了 (二件)

遊技器の型式の認定

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告示

鳥取県告示第八百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒坂

(半谷) 地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年二月二十日現在の地番による。)
黒坂字半谷	黒坂字半谷の全域 黒坂字半谷家廻り三四の二、五〇の一の一部、五〇の三の一部、五一及びこれらと一体をなす国有地並びに三四の一部と一体をなす国有地の一部
黒坂字下タソ子	黒坂字下タソ子五二の二の一部及びこれと一体をなす国有地 地
下黒坂字横茅	黒坂字半谷家廻りのうち三四の二、五〇の一の一部、五〇の三の一部五一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 黒坂字下タソ子五九の一部 黒坂字半谷家廻り五〇の一の一部、五〇の三の一部 下黒坂字横茅のうち九五三の一の一部、九五四の一、九五五、九五六の一の一部、九五七の一の一部、九六一から九六三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

茅
下黒坂字上エ横

下黒坂字上エ横茅九六六の一部、九六七の一部、九六八、
九六九の一部、九七二の一部及びこれらと一体をなす国有
地

下黒坂字上エ横茅のうち九六六の一部、九六七の一部、九
六八、九六九の一部、九七二の一部及びこれらと一体をなす国有
地以外の区域

下黒坂字横茅九五三の一の一部、九五四の一、九五五、九
五六の一の一部、九五七の一の一部、九六一から九六三ま
で及びこれらと一体をなす国有地

下黒坂字横茅九五三の一の一部、九五四の一、九五五、九
五六の一の一部、九五七の一の一部、九六一から九六三ま
で及びこれらと一体をなす国有地

下黒坂字太郎田のうち九九一及びこれと一体をなす国有地
以外の区域

下黒坂字才ノ木原門田大柄上エのうち一〇二九、一〇三一
と一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字才ノ木原門田大柄上エのうち一〇二九、一〇三一
と一体をなす国有地の一部

下黒坂字才ノ木原門田大柄上エのうち一〇二九、一〇三一
と一体をなす国有地の一部

下黒坂字才ノ木原門田大柄上エのうち一〇二九、一〇三一
と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第八百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定
に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下欄
(下黒坂) 地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称
同上の区域（昭和五十九年二月二十日現在の地番による。）

下黒坂字大矢倉
海道ノ脇
下黒坂字大矢倉
下黒坂字大矢倉海道ノ脇のうち一一五の二の一部、一一
二四の一の一部以外の区域

下黒坂字大矢倉原一二七九の一の一部、一二八六の一の一
部、一二八六の二、一二八八の一の一部及びこれらと一体をな
す国有地並びに一二七九の一、一二八五の一、一二八八と
一体をなす国有地の一部

下黒坂字大矢倉
原のうち一二七一の三の一部、一二七二の二の一部、一二七
六の二から一二七六の四までの一部、一二
七七の二の一部、一二七八の二の一部、一二七九の一の
一部、一二八六の一の一部、一二八六の二、一二八八の一の
部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二七九の一、一二
八五の一、一二八八と一体をなす国有地の一部以外の区域

下黒坂字大矢倉原一二七一の三の一部、一二七二の二の
一部、一二七六の二から一二七六の四までの一部、一二七
七の二の一部、一二七八の二の一部、一二八八の一の一部
及びこれらと一体をなす国有地の一部、一二七九の一、一二
八五の一、一二八八と一体をなす国有地の一部以外の区域
下黒坂字大矢倉海道ノ脇一一五の二の一部、一二二四の
一部

下黒坂字大矢倉
道上エ
下黒坂字大矢倉

下黒坂字大矢倉原一二七一の三の一部、一二七二の二の
一部、一二七六の二から一二七六の四までの一部、一二七
七の二の一部、一二七八の二の一部、一二八八の一の一部
及びこれらと一体をなす国有地の一部、一二七九の一、一二
八五の一、一二八八と一体をなす国有地の一部以外の区域
下黒坂字大矢倉海道ノ脇一一五の二の一部、一二二四の
一部

下黒坂字大矢倉道上エの全域

鳥取県告示第九百号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（半谷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（下黒坂）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字大西山九八四の三、字土師坂山九八五の四、九八五の五、九八六の四から九八六の六まで、九八九の四三、九九〇の五から九九〇の八まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字立茅ノ谷八〇五の七（次の図に示す部分に限

昭和60年9月17日 火曜日

鳥取県公報

る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 三・三・五号境台場公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

境港市花町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

三 縦覧場所

境港市幸神町

鳥取県告示第九百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西伯郡日吉津村大字日吉津
開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市尾高一三七七

中谷 蓦

- 一 開發許可の年月日及び番号
昭和五十九年四月二十六日 鳥取県指令受都計第七十七号

- 二 開發区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字寄合前

- 三 開發許可を受けた者の住所及び氏名
境港市新屋町三二六八

株式会社境港マリーナホテル

代表取締役社長 小島五十人

鳥取県告示第九百七号

次の開發行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開發許可の年月日及び番号

昭和六十一年四月十六日 鳥取県指令受米土維第一百二十六号

- 二 開發区域に含まれる地域の名称

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類 型 製造業者名

フィーバー一〇スペシャルⅢ

バタフライ

ロイヤルキングⅡ

株式会社三共

ぱちんこ遊技機	ウエスタンパニック	株式会社三洋物産
アタック一〇 ^チ	マルホン工業株式会社	米子市米原七八〇番地の二四 大橋 勉
デルタエース	株式会社大一商会	
ゴングP一一	株式会社ソフィア	
ルーキィZ一〇一一		
ジャックポット		
パルサーXX（ダブルエックス）	日活興業株式会社	

鳥取県公安委員会告示第六十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年九月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聽聞の期日及び場所

昭和六十年九月二十五日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）